

福島市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月31日

福島市長 木 幡 浩

福島市条例第 21 号

福島市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

福島市議会の個人情報の保護に関する条例（令和4年条例第44号）の一部を次のように改正する。

第2条第4項中「以下「情報公開条例」という。」を削り、同条第10項中「第2条第8項」を「第2条第9項」に改める。

第12条第5項中「及び第29条」を削り、同項の表中「第2条第9項」を「第2条第10項」に改める。

第18条第1項中「議会の保有する」を削り、同条第2項中「この章において」及び「この章及び第49条において」を削る。

第27条第2項中「この章において」を削る。

第32条第2項中「この章及び第49条において」を削る。

第33条第3項中「この章において」を削る。

第39条第1項ただし書中「この章において」を削り、同条第2項中「この章及び第49条において」を削る。

第40条第3項中「この章において」を削る。

第48条中「第4章」を「前章」に改める。

第49条中「特定」の次に「に資する情報の提供」を加える。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。